

## 特別養護老人ホームしうんじ入所基準

### 1 目的

この基準は介護保険制度の施行により、特別養護老人ホームしうんじへの入所手続き（以下「入所基準」という）を明かにし、入所の透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 入所申込み

#### (1) 入所申込み

入所の申込みは、別紙1「入所申込書」により申込みする。原則として、別紙2「介護支援専門員意見書」を添えて行うものとする。

#### (2) 施設の説明

施設は、申込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

#### (3) 受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。

### 3 入所検討委員会

施設は、入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

#### (1) 委員会の構成

委員会は、施設長、副施設長、生活相談員の当該施設の職員のほか評議員を加えて構成する。

#### (2) 運営

委員会は施設長が招集し、原則6か月に1回以上開催する。

#### (3) 所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を決定するとともに、入所順位登載名簿の整備、調整を行い、これに基づいて入所の決定を行う。

#### (4) 議事録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、2年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込み者及び家族の

プライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

#### 4 守秘義務

委員会の構成委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係わる情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

#### 5 説明責任

施設は、あらかじめ入所判定等についての説明責任や窓口を明確に定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行わなければならない。

- (1) 入所判定等の説明責任者及び窓口担当者 特養ホーム 生活相談員

#### 6 入所順位の評価基準

- (1) 委員会が入所順位を決定するにあたっての評価基準は、別表「入所申込者評価基準」(以下「基準」という)によるものとする。

- (2) 委員会は入所申込者の状況を調査等するうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位をつけるものとする。

なお、この方法で順位づけが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

#### 7 老人福祉法に基づく措置

施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日、当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

#### 8 その他

- (1) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直しするものとする。
- (2) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退理由等を考慮のうえ、施設において入所順位の繰り下げ等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) 入所基準等は、公表するものとする。
- (4) 本基準を改正する必要がある場合は、所要の見直しを行う。
- (5) 医療機関や他の入院(所)者等で介護支援専門員がいない場合は、当施設の生活相談員や病院のケースワーカーが介護支援専門員の意見書を記載し入所申込書添付するものとする。